

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1) 市内を含む地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく<u>大雪</u>、<u>暴風雪</u>、<u>暴風</u>、<u>大雨</u>、<u>高潮</u>、<u>津波</u>（津波予報区「伊勢・三河湾」）、<u>大津波</u>（津波予報区「伊勢・三河湾」）又は洪水警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1) 市内を含む地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雪、暴風、大雨、高潮、津波（津波予報区「伊勢・三河湾」）、大津波（津波予報区「伊勢・三河湾」）又は洪水警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>

改正後		
別表第3（第13条関係）		
種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡	<p>1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報が発表されたとき。</p> <p>(1) <u>大雪注意報</u></p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>

	活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	<p>2 市内を含む地域に次の注意報のいずれかが発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 高潮注意報</p> <p>3 及び 4 (略)</p>
--	-----------------------------	--

改正前		
別表第 3 (第 1 3 条関係)		
種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	<p>1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報が発表されたとき。</p> <p>(1) 大雪警報</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>2 市内を含む地域に次の注意報のいずれかが発表され、市長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雪注意報</p> <p>(2) 高潮注意報</p> <p>3 及び 4 (略)</p>

改正後		
別表第 4 (第 1 3 条、第 1 4 条関係)		
種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当た	<p>1 市内を含む地域に次の警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 大雪警報</p> <p>(2) 暴風・暴風雪警報</p> <p>(3) 大雨警報</p> <p>(4) 洪水警報</p> <p>(5) 高潮警報</p> <p>(6) 津波警報 (津波予報区「伊勢・三河湾」)</p>

	るもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	(7) 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」） 2 から 7 まで （略）
非常体制	（略）	

改正前		
別表第 4（第 13 条、第 14 条関係）		
種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	1 市内を含む地域に次の警報のいずれかが発表されたとき。 <u>(1)</u> 暴風・暴風雪警報 <u>(2)</u> 大雨警報 <u>(3)</u> 洪水警報 <u>(4)</u> 高潮警報 <u>(5)</u> 津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」） <u>(6)</u> 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」） 2 から 7 まで （略）
非常体制	（略）	

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（危機管理監危機管理室）